

# 交通事故統計の用語説明

## ● 交通事故とは

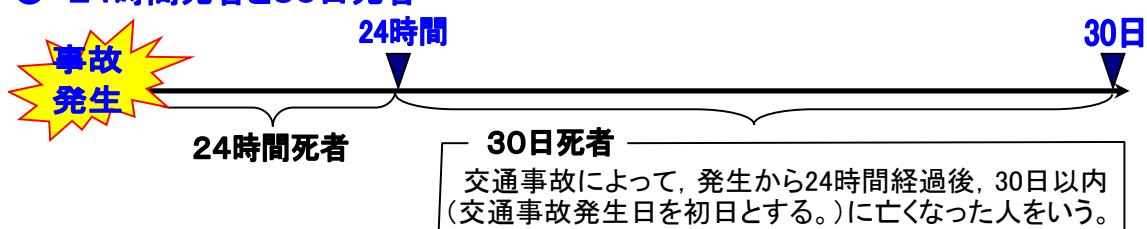
道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

## ● 死傷の程度

死者	24時間以内に死亡した人をいう。30日死者と区別して「24時間死者」ともいう。
負傷者	重傷者 1箇月(30日)以上の治療を要する人をいう。
	軽傷者 1箇月(30日)未満の治療を要する人をいう。

$$\text{負傷者} = \text{重傷者} + \text{軽傷者}$$

## ● 24時間死者と30日死者



$$24\text{時間死者} + 30\text{日死者} = 30\text{日以内死者}$$

## ● 早朝・昼・薄暮・夜 季節によって時間帯が異なります



## ● 子ども・若年者・高齢者

子ども  中学生以下の人。	若年者  16歳以上25歳未満の人。	高齢者  65歳以上の人。
---	--	--

## ● 歩行中・自転車・二輪車

歩行中  道路を歩いている人及び走っている人をいい、道路作業中、路上遊戯中、道路にたたずんでいる人などを含む。	自転車  アシスト(駆動補助機付)自転車を含む。	二輪車  自動二輪車及び原付をいう。
---	--	--



## ● 第1当事者

交通事故は、事故に関与した車両等(列車を含む。)の運転者又は歩行者の内、主たる原因者を「第1当事者」という。単独事故の場合は、常に車両等の運転者を「第1当事者」とする。

(例) 四輪の信号無視が原因で起きた事故の場合

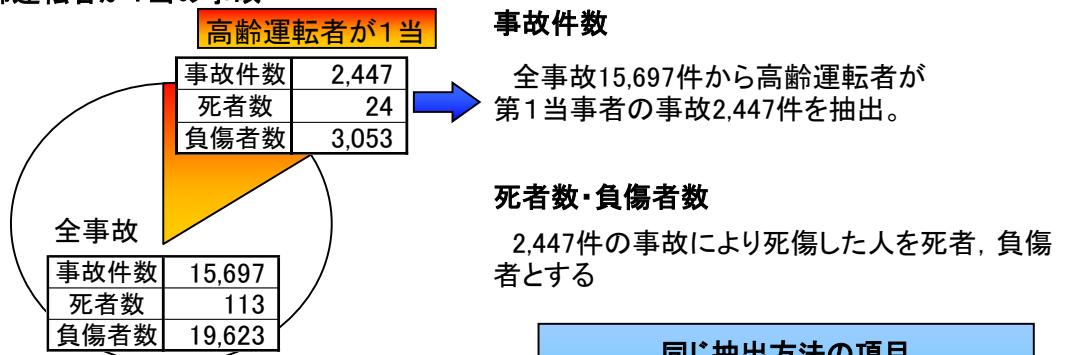


※ 双方に同程度の原因がある場合は、人身損傷程度(死亡・重傷・軽傷)が軽い者を「第1当事者」とする。

## ● 各項目のデータ抽出方法

### ① ○○が第1当事者の事故

(例)高齢運転者が1当の事故



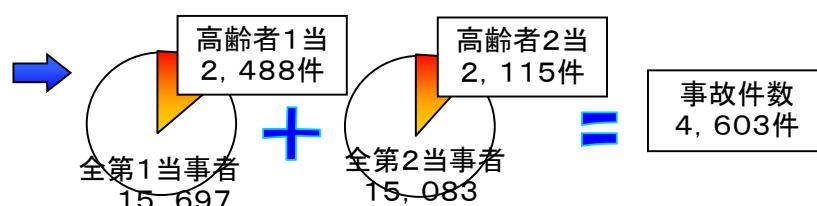
### ② ○○が関係した事故

(例)高齢者が関係した事故

事故件数

	第1当	第2当
19以下	665	1,647
20-64歳	12,379	11,313
高齢者	2,488	2,115
不明	165	8
合計	15,697	15,083

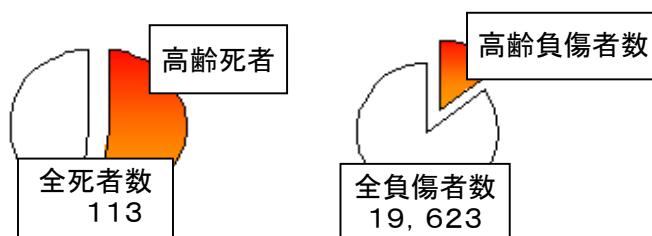
事故の第1当事者・第2当事者となった高齢者の合計を件数とする。



死者数・負傷者数

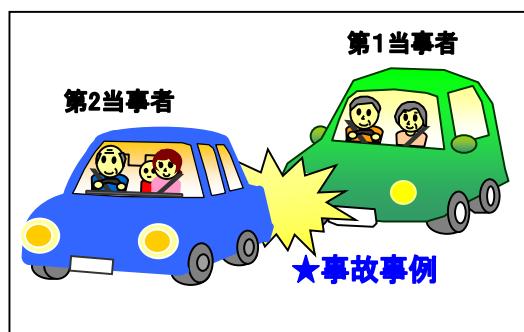
	死者数	負傷者数
19以下	7	2,701
20-64歳	48	14,015
高齢者	58	2,907
合計	113	19,623

全ての死者・負傷者の中から高齢者を抽出し、①の第1当事者による死者・負傷者と区別して「本人の被害」という。



同じ抽出方法の項目  
高齢者・子ども・高校生  
歩行者・自転車・二輪車

①②を具体例に当てはめると次のとおり。



この事故で4名が負傷。

第1当事者	第2当事者	同乗者	同乗者	同乗者
高齢者 負傷	高齢者 負傷	高齢者 負傷なし	20代 負傷	子ども 負傷
①高齢運転者が1当の事故			事故件数 1件	負傷者 4名
②高齢者が関係した事故			事故件数 2件	負傷者 2名